

令和7年度松本市社会福祉審議会  
第1回地域福祉専門分科会 次第

日時：令和7年5月22日（木）午前10時  
場所：松本市役所 第1応接室

1 開 会

2 あいさつ

3 正副会長選任

4 議事

- (1) 第5期松本市地域福祉計画の策定について
- (2) 市民アンケート調査の実施について

5 その他

6 閉 会

## 松本市社会福祉審議会地域福祉専門分科会名簿

名 前	所 属 等	備 考
浅田 淑子	松本市地区福祉ひろば事業推進会議	
浅野 尚志	松本市町会連合会副会長	
伊藤 順一	(福)松本市社会福祉協議会事務局次長 兼地域福祉課長	
岩田 清美	出居番丸西代表	
草深 邦子	松本市民生・児童委員協議会会长	
小林 弘明	(福)松本市社会福祉協議会会长	
滝澤 洋子	リンパカウンセリング協会	
平林 泉	(公社)松本地域シルバーパートナーズ事務局長	
藤森 喜久代	松本市町内公民館館長会副会長	
小岩井 里美	松本地区保護司会会长	
三村 仁志	長野県社会福祉士会事務局長	
向井 健	松本大学総合経営学部 観光ホスピタリティ学科准教授	

## 松本市社会福祉審議会の概要

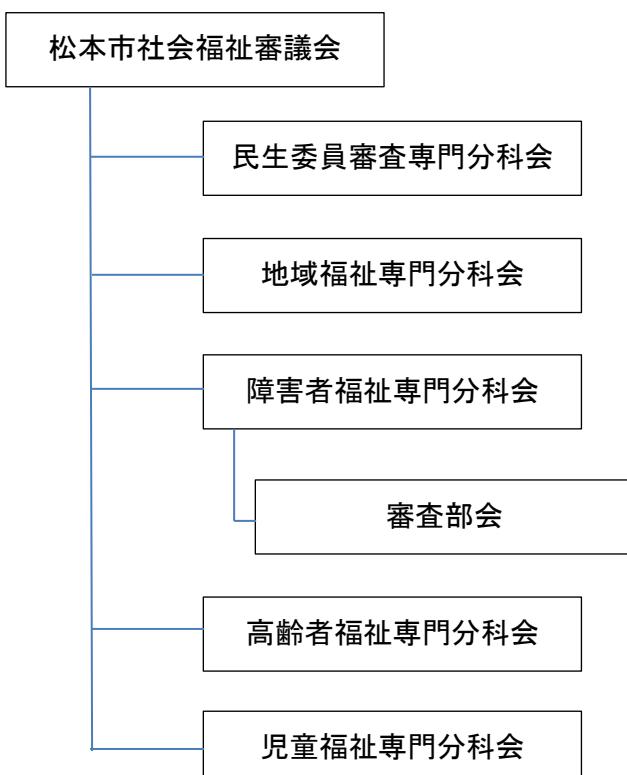
### 1 概要

令和3年4月の中核市移行に伴い、社会福祉法第7条第1項の規定に基づき、社会福祉に関する事項を調査審議する機関として松本市社会福祉審議会を設置しました。審議会の所掌事項は、社会福祉全体にわたるため、より深く調査・審議するための専門分科会及びその専門分科会内に審査部会を設置しています。

### 2 委員について

- ・社会福祉事業従事者、学識経験者のうちから市長が任命
- ・社会福祉審議会委員 20名（地域福祉専門分科会5名、障害者福祉専門分科会5名、高齢者福祉専門分科会5名、児童福祉専門分科会5名で構成）
- ・各専門分科会委員 12名程度
- ・報酬額 会議1回（4時間以内） 4,900円
- ・任期 委嘱日から3年間  
(欠員を生じた場合の補欠の任期は前任者の残任期間)

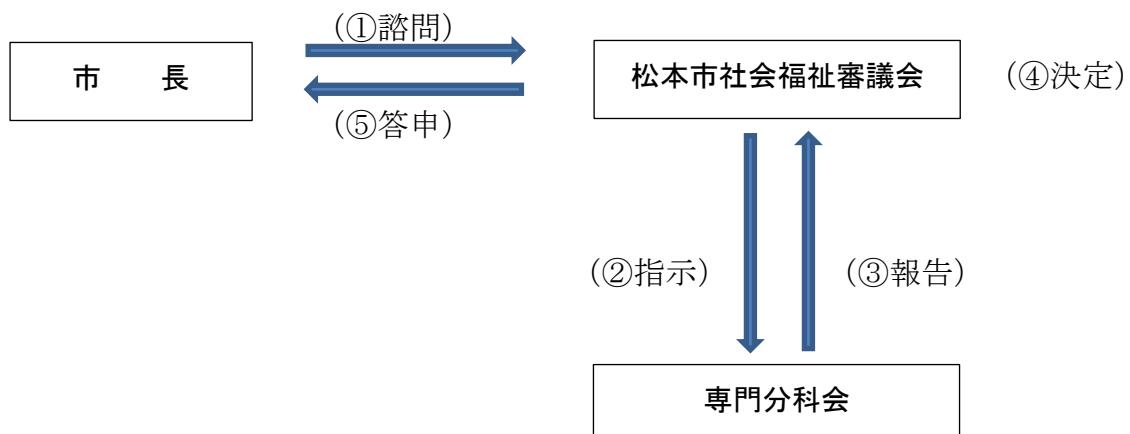
### 3 組織



#### 4 調査審議事項

名称	主な調査審議事項	担当課
社会福祉審議会	<p>市長の諮問に応じ、社会福祉に関する事項について調査審議する。</p> <p>審議会の所掌事項は、社会福祉全体にわたるため、より深く調査・審議するための専門分科会及びその専門分科会内に審査部会を設置する。</p>	福祉政策課
民生委員審査専門分科会	・民生委員の適否の審査	福祉政策課
地域福祉専門分科会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉計画の策定及び評価検証</li> <li>・福祉ひろばに関する事項</li> <li>・避難行動要支援者名簿に関する事項</li> <li>・再犯防止推進に関する事項</li> </ul>	福祉政策課
障害者福祉専門分科会	・障害者基本計画・障害者福祉計画の策定及び評価検証	障がい福祉課
審査部会	・身体障害者の障害程度の審査	障がい福祉課
高齢者福祉専門分科会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険事業計画・高齢者福祉計画の策定及び評価検証</li> <li>・地域密着型サービス事業所の公募に関する事項</li> </ul>	高齢福祉課
児童福祉専門分科会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後子どもプランの策定及び評価検証</li> <li>・子ども・子育て支援事業計画の策定及び評価検証</li> <li>・保育所設置の認可に関する事項</li> </ul>	こども育成課

#### 5 事務の流れ



# ○松本市社会福祉審議会条例

令和3年3月19日松本市条例第6号

## (設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、松本市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

## (所掌事項)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 法第7条第1項に規定する社会福祉に関する事項
- (2) 法第12条第1項に規定する児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、社会福祉について市長が必要と認める事項

## (組織)

第3条 審議会は、委員24人以内で組織する。

## (任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長及び副委員長)

第5条 審議会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 審議会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 法第9条に規定する臨時委員は、特別な事項について会議を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

## (専門分科会)

第7条 審議会に次の各号に掲げる専門分科会を置き、当該各号に定める事項を調査審議する。

- (1) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項
  - (2) 地域福祉専門分科会 地域福祉に関する事項
  - (3) 障害者福祉専門分科会 身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児及び難病の患者の福祉に関する事項
  - (4) 高齢者福祉専門分科会 高齢者の福祉に関する事項
  - (5) 児童福祉専門分科会 児童の福祉並びに母子及び父子（寡婦に関する事項を含む。）の福祉に関する事項
- 2 専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

- 3 専門分科会に専門分科会長及び専門分科会副会長各1人を置き、当該専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
- 4 専門分科会長は、その専門分科会の会務を掌理する。
- 5 専門分科会副会長は、専門分科会長を補佐し、専門分科会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 前条の規定は、専門分科会の会議について準用する。
- 7 専門分科会の決議は、これをもって審議会の決議とすることができます。

(審査部会)

第8条 社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第3条第1項の規定による障害者福祉専門分科会審査部会のほか、専門分科会に審査部会を置くことができる。  
(意見の聴取等)

第9条 審議会、専門分科会及び審査部会は、調査審議のために必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。  
(松本市特別職の職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 松本市特別職の職員の給与及び費用弁償に関する条例（昭和26年条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

管理不全空き家等審議会委員			7, 000	4, 900
健康福祉21市民会議委員			7, 000	4, 900

」

を

「

管理不全空き家等審議会委員			7, 000	4, 900
社会福祉	委員及び臨時委員		7, 000	4, 900
審議会	障害者福祉専門分科会審査部会委員及び臨時委員		7, 000	

」

に改め、子ども・子育て会議委員の項を削り、同表備考に次のように加える。

- 4 社会福祉審議会委員及び臨時委員にこの表を適用する場合は、社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号。以下「政令」という。）第3条第1項の調査審議を行う場合を除き、社会福祉審議会障害者福祉専門分科会審査部会委員及び臨時委員にこの表を適用する場合において「日額」とあるのは、「勤務1回当たりの報酬の額」とする（政令第3条第1項の調査審議を行う場合に限る。）。
- （松本市健康福祉21市民会議条例等の廃止）
- 3 松本市健康福祉21市民会議条例（平成13年条例第54号）及び松本市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第36号）は、廃止する。

第1回地域福祉専門分科会資料
R7.5.22
健康福祉部 福祉政策課

## 第5期松本市地域福祉計画の策定について

### 1 質問事項

#### (1) 第5期松本市地域福祉計画の策定について

松本市地域福祉計画は、社会福祉法の規定に基づき、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める健康福祉分野の上位計画として位置付けられ、5年を1期とする現計画の第4期松本市地域福祉計画が令和7年度で満了するため、あらたに第5期松本市地域福祉計画（以下「第5期計画」という。）を策定することについて、調査審議をお願いするものです。

#### (2) 令和7年度第1回社会福祉審議会における委員からの意見

第4期の基本理念は「みとめ合い、役割を持ち、支え合って生きる」とあるが、第5期の基本理念はどのようなものになるか。現在マイナスの状態にあるものをゼロにしていく方向になるのか、今の状態を少しでも前進させる方向になるのか。「ウェルビーイング」の観点から、より良くしていく理念のもと、計画を立てていく必要がある。

事務局：基本理念については、今後実施する地域福祉専門分科会の中でご意見を求めるが決めていくことになる。少しでも前に進んでいけるようなものにしたいと考えます。

### 2 これまでの経過

- (1) H18.7 第1期地域福祉計画（平成18年～平成22年）策定
- (2) H23.7 第2期地域福祉計画（平成23年～平成27年）策定
- (3) H28.7 第3期地域福祉計画（平成28年～令和2年）策定
- (4) R 3.8 第4期地域福祉計画（令和3年～令和7年）策定

### 3 現行（第4期）計画について

#### (1) 計画の概要

第3期計画の成果と検証及び福祉現場における地域の声を踏まえ、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とした計画を策定しました。

また、本計画には再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条に規定された「地方再犯防止推進計画」及び成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条に規定された「成年後見制度利用促進基本計画」を包含するものとして一体的に策定しました。

#### (2) 計画策定の考え方

最上位計画の松本市総合計画のもと、福祉の各分野における上位計画に位置付けました。

### (3) 基本理念

みとめ合い、役割を持ち、支え合って生きる

### (4) 基本目標

- ア 安心して暮らせるまちづくり～福祉サービスの充実～
- イ 困りごとを解決する仕組みづくり～包括的支援体制～
- ウ みとめ合う社会の土壤づくり～学びと交流～

### (5) 計画策定後の変化

R 5.3 誰も取り残さない全世代型個別支援事業実施計画（R 5年～7年）策定  
別冊資料を参照

R 5.4 誰も取り残さない全世代型個別支援事業（重層的支援体制整備事業）を開始

### (6) 中間評価等

第4期地域福祉計画の進捗状況（指標達成状況） 別紙1のとおり

## 4 第5期計画について

### (1) 計画の基本的な内容

地域住民の複雑化・複合化した課題及び制度の狭間にある住民の支援ニーズに対応するため、包括的な支援体制を整備する「誰も取り残さない全世代型個別支援事業実施計画（令和5年3月策定）」を統合し、地域共生社会の実現に向けた取組みをより一層進めるため、社会福祉法第107条第1項の規定により以下の項目について具体的に盛り込みます。

ア 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

イ 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

ウ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

エ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

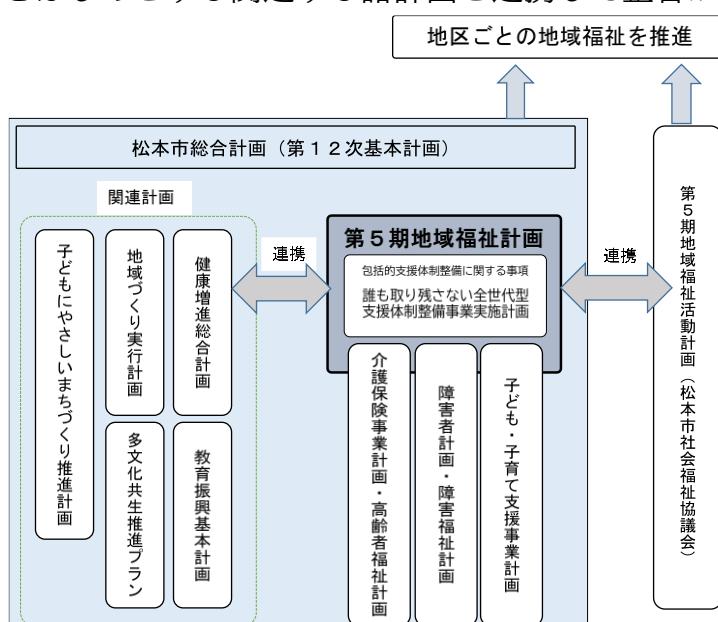
オ 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

### (2) 計画策定の考え方

ア 松本市第12次基本計画をはじめとする関連する諸計画と連携して整合がとれた計画とします。

#### 【第5期計画の位置付け】

松本市誰も取り残さない  
全世代型支援体制整備事  
業実施計画 3頁より



- イ 第4期計画の基本理念及び基本目標を原則として踏襲しつつ、新たな視点や課題を加えて反映します。
- ウ 従来、施策の狭間で対応しきれていなかった引きこもり支援などを包括的な対応でより細やかに取り組む体制整備（重層的支援体制整備事業）の仕組みを盛り込みます。
- エ 本計画においても、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条に規定された「地方再犯防止推進計画」及び成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条に規定された「成年後見制度利用促進基本計画」を包含するものとして一体的に策定します。

(3) 計画期間

令和8年度から令和12年度まで（5年間）

(4) 計画期間中は、計画の適切な推進に向けて実施状況の進捗管理を行い、本市を取り巻く地域福祉課題の変化に応じて中間見直しを検討します。

## 5 策定のスケジュール（予定）

- |        |   |
|--------|---|
| R 7. 4 | 社会福祉審議会に諮問                                    |
| 5      | 社会福祉審議会地域福祉専門分科会<br>・諮問内容の説明、協議               |
| 6～7    | 市民アンケート調査の実施                                  |
| 8～9    | 社会福祉審議会地域福祉専門分科会<br>・計画案の協議                   |
| 10     | 社会福祉審議会地域福祉専門分科会<br>・答申案の協議                   |
| 11     | 社会福祉審議会（答申）                                   |
| 12     | 市議会に計画（案）を協議                                  |
| 8. 1   | パブリックコメントの実施（30日間）                            |
| 2      | 社会福祉審議会地域福祉専門分科会にパブリックコメント等の結果<br>及び計画（案）の報告  |
| 3      | 市議会にパブリックコメント等の結果及び計画（案）の報告<br>第5期松本市地域福祉計画策定 |

## 6 今後の進め方

社会福祉審議会及び各種専門分科会での協議を踏まえ、議会での協議、パブリックコメント等による市民の意見を反映させた計画を策定します。

## 別紙1

## 第4期地域福祉計画の進捗状況(指標達成状況)

2025.5.22現在

施策番号	担当課	基本施策	現状値	令和5年度末	令和6年度末見込み値	目標値(R7)	事務局評価等
		指標					
1-1	高齢福祉	高齢者の福祉に関する取組み 介護保険制度に対して、満足していると思う利用者の割合	32.3%	-	-	40%	3年ごとの高齢者等実態調査項目のため数値なし(次回は令和7年度実施予定)
		高齢者の福祉に関する取組み 介護予防のための「いきいき百歳体操」サークル数		32	126	135	164
1-2	障がい福祉	障害児・者の福祉に関する取組み 共同生活援助(グループホーム)利用者数(各年度の月平均利用者数)	227人／月	312人	324人	280人／月	目標値を検討のうえ指標は継続とする。
		障害児・者の福祉に関する取組み 行動援護利用者数(強度行動障害者の外出時の支援)		58人／月	88人	81人	70人／月
1-3	高齢福祉	成年後見制度の利用促進に関する取組み 市民後見人の養成	26人	16人	11人	40人	目標値を検討のうえ指標は継続とする。
		成年後見制度の利用促進に関する取組み 市民後見人フォローアップ研修		3回	6回	6回	3回
		子育て支援に関する取組み 合計特殊出生率	(H25-29平均) 1.56	(H30-R4平均) 1.44	(H30-R4平均) 1.44	(H30-R4平均) 1.62	目標値を検討のうえ指標は継続とする。
		子育て支援に関する取組み 待機児童数(R2年4月1日現在)		33人	5人	15人	0人
1-5	こども育成	こどもの福祉に関する取組み 自己肯定感の高い子どもの割合	(H30) 60.7%	64.3%	69.5%	80%	目標値を検討のうえ指標は継続とする。
		こどもの福祉に関する取組み 小中学校におけるメディア・リテラシー講座受講者数		5,944人	5,775人	8,000人	6,500人
		生活福祉に関する取組み まいさぼ松本の就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合	88.0%	52.6%	70.0%	90.0%	目標値を検討のうえ指標は継続とする。
		生活福祉に関する取組み 生涯現役促進地域連携事業による高年齢求職者の就業者数(累計)		22人	43人	43人	110人
1-7	健康づくり	健康づくりに関する取組み 健康寿命	男性80.33歳 女性84.30歳	男性81.50歳 女性85.12歳	男性81.16歳 女性85.21歳	男性81.33歳 女性85.00歳	慣例で2年遅れの算出(R7年度はR5の健康寿命を算出予定)目標値を検討のうえ指標は継続する。
		健康づくりに関する取組み 新規糖尿病性腎症患者数(国保)	0.868人	0.634人	0.821人	0.8人	目標値を検討のうえ指標は継続とする。
		防災減災に関する取組み 日頃から避難行動要支援者名簿情報を提供できる者の割合		83.1%	78.3%	76.7%	90%
		防災減災に関する取組み 避難所運営委員会数	115	119	119	124	目標値を検討のうえ指標は継続とする。
1-10	人権共生	多文化共生に関する取組み ふだんの生活で「言葉が通じない」ことに困っている外国人住民の割合	18.7%	18.7%	21.2%	10%	目標値を検討のうえ指標は継続とする。
		多文化共生に関する取組み 外国人住民の地域活動への参加割合		59%	59%	57.2%	70%
		福祉教育・意識啓発 公民館活動利用人数(累計)	180,125人	307,274人	407,274人	184,200人	目標値を検討のうえ指標は継続とする。
		人材育成・担い手づくり 町会加入率		77.3%	74.9%	74.1%	現状維持
3-2	地域づくり	人材育成・担い手づくり 多様な主体と協働により取り組んでいる事業数	405	381	400	420	目標値を検討のうえ指標は継続とする。
		つながりの場と関係づくり いきいきとした地域づくりへの参加意向(元気高齢者)		37.64%	-	-	40%
		つながりの場と関係づくり 地区福祉ひろば事業における高齢者以外を対象とした事業	8.3%	7.6%	7.7%	10%	目標値を検討のうえ指標は継続とする。

松福福第83号

令和7年4月30日

松本市社会福祉審議会

委員長 小林 弘明 様

松本市長 臥雲 義尚



諮詢書

社会福祉法第7条第2項の規定に基づき、次の事項について貴審議会の意見を求める。

第5期松本市地域福祉計画の策定について

## 市民アンケート調査の実施について

### 1 趣旨

第5期松本市地域福祉計画の策定にあたり、市民の地域における支え合い活動の実態や取組みの意向、既存の取組みに対する認知度等を把握し、回答結果の分析等を通じて現状を確認するとともに課題抽出を行うため、市民アンケート調査を実施するものです。

### 2 アンケート調査の概要

#### (1) 調査方法

郵送及びWEB回答併用による調査法

#### (2) 調査対象

松本市内に在住する18歳以上の男女

#### (3) 対象者数

1,500人（無作為抽出）

#### (4) 調査内容

**別紙2**のとおり 参考：アンケート調査票【イメージ】は別添参照

### 3 調査目的

- (1) 困りごとを相談する相手の有無や相談している相手を明らかにすることで、支援を必要とする対象者とその内容に応じた施策方針を立てます。
- (2) 困りごとがあった人たちが利用できる相談先の認知度を明らかにすることで、支援に関する広報や情報発信の課題分析を行います。
- (3) 孤立傾向にある人の属性を確認し、働きかけるべき対象を確認します。
- (4) 各地区の拠点施設や居場所に対するニーズを把握することで、拠点の役割の見直しにつなげます。
- (5) 担い手になっている方や、担い手になれそうな方の属性を明らかにすることで、地域福祉の担い手確保にむけた施策において、働きかける対象や内容の根拠を得ます。
- (6) 市民からの市や社協への意見や提案を調査し把握します。

### 4 実施スケジュール

- (1) 5月中に、市内に在住する市民の中から1,500人を無作為に抽出します。
- (2) 上記対象者あてに、アンケート調査票(インターネット回答用QRコード、回答用番号附番)及び返信用封筒を同封して郵送します。 別添、調査票イメージ参照
- (3) 7月上旬に、アンケート調査回答の御礼及び回答督促の通知を発送
- (4) 7月11日（金）までアンケート調査票の回答受付
- (5) 7月中旬から8月中旬までに回答結果の集計分析を行い、報告書作成
- (6) 8月中旬以降、第2回地域福祉専門分科会を開催して第4期計画の検証及び第5期計画案について審議

## 別紙2

### 松本市地域福祉計画策定に係る住民アンケート (20250513ver)

#### 【調査実施概要】

○ 調査対象 ・18歳以上の市民15,000サンプル、無作為抽出

#### ○ 調査目的

- (1) 困りごとを相談する相手の有無や相談している相手を明らかにすることで、支援を必要とする対象者とその内容に応じた施策方針を立てる。
- (2) 困りごとがあった人たちが利用できる相談先の認知度を明らかにすることで、支援に関する広報や情報発信の課題分析を行う
- (3) 孤立傾向にある人の属性を確認し、働きかけるべき対象を確認する。
- (4) 各地区の拠点施設や居場所に対するニーズを把握することで、拠点の役割の見直しにつなげる
- (5) 担い手になっている方や、担い手になれる方の属性を明らかにすることで、地域福祉の担い手確保にむけた施策において、働きかける対象や内容の根拠を得る。
- (6) 市民からの市や社協への意見や提案を調査し把握する

孤：内閣府人のつながりに関する基礎調査

W：デジタル庁Well-Being指標

カテゴリー	No	設問	質問	形式	選択肢	孤	W
<b>① あなたのご自身</b>							
① あなたのご自身	1	Q1	性別についてご回答ください。	単一	1. 男性 2. 女性 3. 答えたくない		
	2	Q2	年齢についてご回答ください。	単一	1. 18～24歳 2. 25～29歳 3. 30～34歳 4. 35～39歳 5. 40～44歳 6. 45～49歳 7. 50～54歳 8. 55～59歳 9. 60～64歳 10. 65～69歳 11. 70～74歳 12. 75歳～79歳 13. 80～84歳 14. 85歳以上 15. 答えたくない		高齢者の状況を把握するため5歳区分とする
	3	Q3	現在の居住地区についてご回答ください。	単一	1. 第1地区 10. 田川地区 19. 神林地区 28. 今井地区 2. 第2地区 11. 庄内地区 20. 笹賀地区 29. 内田地区 3. 第3地区 12. 鎌田地区 21. 芳川地区 30. 本郷地区 4. 東部地区 13. 松南地区 22. 寿地区 31. 安曇地区 5. 中央地区 14. 島内地区 23. 松原地区 32. 奈川地区 6. 城北地区 15. 中山地区 24. 寿台地区 33. 梓川地区 7. 安原地区 16. 島立地区 25. 岡田地区 34. 四賀地区 8. 城東地区 17. 新村地区 26. 入山辺地区 35. 波田地区 9. 白板地区 18. 和田地区 27. 里山辺地区 36. わからない		
	4	Q4	松本市での居住状況についてご回答ください。	単一	1. 生まれてから松本市にずっと住んでいる 2. 松本市生まれだが、市外での居住経験がある 3. 市外から転入してきた		移住者の確認
	5	Q5	松本市の通算居住年数についてご回答ください。 (転出経験のある方は居住の合計年数でお答え下さい)	単一	1. 1年未満 2. 1～5年未満 3. 5～10年未満 4. 10～20年未満 5. 20～30年未満 6. 30～40年未満 7. 40～50年未満 8. 50年以上	○	
	6	Q6	居住形態についてご回答ください。	単一	1. 持ち家（一戸建て） 2. 持ち家（マンション） 3. 賃貸住宅（一戸建て） 4. 賃貸住宅（マンション・アパート） 5. 社宅・官舎・寮 6. その他（ ）		
	7	Q7	世帯構成についてご回答ください。	単一	1. ひとり暮らし 2. 夫婦のみ 3. 親と子（二世代） 4. 祖父母と親と子（三世代） 5. その他（ ）		
	8	Q8	ご家族の中にお世話や、費用負担など支援を必要とする次の方が多いかご回答ください。	複数	1. 乳児（1歳未満） 2. 乳児を除く小学校入学前の幼児 3. 小学生・中学生 4. 高校生・大学生・専門学校生等 5. 介護を必要とする方 6. 身体・知的・精神など障がいのある方 7. いすれもない 8. その他（ ）		
	9	Q9	あなたの就業状況についてご回答ください	単一	1. 正規の職員（団体職員・公務員・専門職含む） 2. 非正規の社員・従業員（パート・アルバイト等） 3. 自営業・個人事業主 4. 学生 5. 専業主婦・主夫 6. 無職 7. その他（ ）		
	10	Q10	あなたの世帯は町会に加入しているかご回答ください。	単一	1. 加入しており、役員をやっている 2. 加入しているが、役員はやっていない 3. 町会には以前加入していたが、今は加入していない 4. 町会には加入していない 5. 町会に加入しているかどうかわからない 6. その他（ ）		

②ご自身の生活の状況等	生活の充足度に関する状況										
	12	Q11	時間的ゆとりがありますか。	単一	1. ゆとりがある 2. どちらかといえばゆとりがある 3. どちらかといえばゆとりがない 4. ゆとりがない	<input type="radio"/>					
13	Q12	経済的ゆとりがありますか。	単一	1. ゆとりがある 2. どちらかといえばゆとりがある 3. どちらかといえばゆとりがない 4. ゆとりがない	<input type="radio"/>						
14	Q13	あなたは、心身ともに健康ですか。	単一	1. 非常に健康である 2. まあ健康である 3. あまり健康ない 4. 健康でない	<input type="radio"/>						
15	Q14	あなたは、現在、どの程度幸せですか。「とても不幸」を0点、「とても幸せ」を10点としてご記入ください。	単一	とても不幸=0 ~ とても幸せ=10	<input type="radio"/>						
コミュニケーション・外出の頻度（孤立の状況を見る）											
16	Q15	同居していない方とのプライベートでのコミュニケーションの手段とその頻度について、該当する番号を選択してください。	頻手段 II 単複 一数	手段	1.週4 ～5回 以上	2.週2 ～3回	3.週1 回程度	4.月に 1回未 満	5.全く ない	<input type="radio"/>	独居者の状況を確認
				1.直接会って話す	1	2	3	4	5		
				2.電話（ビデオ通話を含む）	1	2	3	4	5		
				3.郵便やFAX	1	2	3	4	5		
				4.SNS（電子メールやLINE等によるチャットなど）	1	2	3	4	5		
				5.その他（ ）	1	2	3	4	5		
17	Q16	あなたは、普段、週にどのくらいの頻度で外出されていますか。	単一	1. 週5日以上 2. 週3～4日程度 3. 週1～2日程度 4. 週1日未満 5. 外出しない 6. 身体的に外出できない状況である							
18	Q16-①	【前問で「1.週5日以上」「2.週3～4日程度」「3.週1～2日程度」と回答した方のみ回答】 最近1週間に行った外出の目的は何かご回答ください。	複数	1. 仕事・学校 2. 人とのつきあい・交流 3. 趣味や娯楽、散歩や運動 4. 地域活動・ボランティア活動 5. 食事・買物・日常の用事 6. 通院 7. その他							
19	Q17	あなたは現在、仕事や学業等以外で人と交流する活動に参加していますか。	複数	1. PTA・町会などの活動 2. 子ども・障がい者・高齢者など家族以外の人の手助けをする活動 3. 選択肢2以外のボランティア活動 4. スポーツ・趣味・娯楽・教養・自己啓発などの活動（部活動等含む） 5. その他の活動（同窓会活動・宗教や信仰上の活動など） 6. 特に参加はしていない							
孤独・孤立感の状況											
20	Q18	あなたは、自分には人とのつきあいがないと感じることがありますか。	単一	1. 決して感じることはない 2. ほとんど感じることはない 3. 時々感じる 4. 常に感じる	<input type="radio"/>						
21	Q19	あなたは、自分は他の人から孤立していると感じことがありますか。	単一	1. 決して感じることはない 2. ほとんど感じることはない 3. 時々感じる 4. 常に感じる	<input type="radio"/>						
22	Q20	あなたは現在、社会や他人とのかかわり方に満足していますか。	単一	1. 満足している 2. まあ満足している 3. どちらともいえない 4. やや不満である 5. 不満である 6. わからない	<input type="radio"/>						

③隣近所・地域との関わり、見方	近隣との支援関係に関するこ										
	23	Q21	あなたにとって、身近な相談相手と思える方は次のうち誰ですか。	3つまで	1. 家族 2. 親戚 3. 友人 4. 職場の上司や同僚 5. 学校の先生や学生仲間 6. 近隣住民 7. サークル等の仲間 8. SNSの仲間 9. その他 ( ) 10. 相談相手と思える者はいない						
	24	Q22	ご近所の方とは、どのような付き合いをしていますか。	単一	1. <b>□</b> 近所とは、何かにつけて相談でき、助け合える 2. <b>□</b> 近所とは、あまり堅苦しくなく話し合える 3. <b>□</b> 近所とは、会えば挨拶をする程度の付き合い 4. <b>□</b> 近所との付き合いはなく、住んでいる人の顔も知らない 5. <b>□</b> の他 ( )						
	25	Q23	あなたは、自分自身に困りごとが生じた場合に、家族以外でどこに相談すればよいか知っていますか。	単一	1. 相談したことがありよく知っている 2. 相談したことがないがよく知っている 3. 一部知っている 4. あまり知らない 5. 知らない						
	26	Q24	次にあげる <b>公的</b> な相談先のうち知っているものはどれですか。	複数	1. <b>民生委員・児童</b> 委員 2. 人権擁護委員 3. 町会などの役員 4. <b>市役所</b> の相談窓口 5. 地域包括支援センター・ケアマネージャー 6. <b>精神保健福祉センター・地域づくりセンター・福祉ひろば</b> 7. 社会福祉協議会の相談窓口 8. 福祉サービスの事業所 9. 医療機関(医師・看護師等)や薬局 10. どれも知らない						
	27	Q25	あなたは、自分自身に困りごとが生じた場合にどのようにすることが多いですか。	単一	1. あまり深刻な困りごとでなくてもすぐに相談する 2. 少し辛くても自分で何とかして、どうしても無理だったら相談する 3. 自分からは相談しないが、周囲から聞かれれば相談する 4. 相談するのは苦手なので、困りごとを我慢する 5. 環境的に困りごとを相談しにくく、困りごとを抱え込む						
	28	Q26	あなたは、今後、ご近所など地域の人とどの程度の付き合いや関わりをしていきたいですか。「積極的に関わりたい」を10点、「関わりたくない」を0点としてご記入ください。	単一	関わりたくない=0～ 積極的に関わりたい=10						
	町会での関係										
	30 31 32 33 34 35 36 37 38	Q27 あなたの暮らしている地域においては、次のようなことがどの程度、あてはまるかご回答ください。	それぞれに単一	地域に対する受け止め方	選択肢					地域共生の評価	
					1. 非常に当てはまる	2. ある程度当てはまる	3. どちらともいえない	4. あまりあてはまらない	5. あてはまらない		
					・ゴミ出しや生活ルールを守っている人が多い	1	2	3	4	5	
					・私は、地域の人とあいさつをすることが多い	1	2	3	4	5	○
					・私は、地域のイベントには積極的に参加している	1	2	3	4	5	○
					・私は、地域とつながりがあり、居場所があると感じる	1	2	3	4	5	
					・地域の公共施設は使い勝手が良く便利である	1	2	3	4	5	○
					・日常の買い物をしたり、飲食を楽しむのに不便がない	1	2	3	4	5	○
					・防犯対策(交番、街灯、防犯カメラ、住民の見守り等)が整っており治安が良い	1	2	3	4	5	○

39				・私は同じ地域に住む人たちを信頼している。	1	2	3	4	5	○	
40				・私は、この地域に対して愛着を持っている。	1	2	3	4	5	○	町会への関わりの意向を評価
41				・私は、地域の人人が自分をどう思っているかが気になる。	1	2	3	4	5	○	
42				・地域の雰囲気が、自分にとつて心地よい。	1	2	3	4	5	○	
43				・医療機関が充実している	1	2	3	4	5	○	
44				・介護や福祉サービスを受けやすい	1	2	3	4	5	○	
⑤地域での支え合いや地域で気がかりなこと	45	Q28	近所に住んでいる、何らかの支援を必要としている方（一人暮らしの高齢者・介護をしている家族、子育て中の家族等）への支援（日常生活上の手助け・お手伝い）について、あなたの考えに最も近いものはどれですか。	単一	1. 近所に住む者として、できる範囲で支援したい 2. 支援をしたいが、何をすればいいのかわからない 3. 支援をしたいが、自分のことで精一杯でその余裕がない 4. 支援は役場などがやる仕事なので、近所の者がしなくてよい 5. 余計なお世話になってしまないので、支援はしない 6. その他（ ） 7. わからない						
	46	Q29	①ご近所や町会の方が、高齢や病気、子育て等で悩みや困難を抱えたとき、あなたは、普段のお付き合いやボランティア活動を通じてどのような手助けができると思いますか。	複数	1. 見守りや安否確認の声かけ 2. 話し相手 3. 買い物の代行（お使い） 4. 外出の支援（車への同乗など） 5. 買物や通院の付き添い 6. ゴミ出し 7. 草取りや庭の手入れ 8. 家屋内の掃除など家事支援 9. 雪かき 10. 異変があった時の通報 11. 短時間の子どもの預かり 12. その他（ ） 13. 特にない						地域における困りごとの担い手の確認
	47	Q30	②あなたやご家族が、高齢や病気、子育て等で悩みや困難を抱えたとき、普段のお付き合いやボランティア活動を通じてどのような手助けをしてほしいですか。その他、頼りたいことがあればお書きください。	複数	1. 見守りや安否確認の声かけ 2. 話し相手 3. 買い物の代行（お使い） 4. 外出の支援（車への同乗など） 5. 買物や通院の付き添い 6. ゴミ出し 7. 草取りや庭の手入れ 8. 家屋内の掃除など家事支援 9. 雪かき 10. 異変があった時の通報 11. 短時間の子どもの預かり 12. その他（ ） 13. 特にない						地域における困りごとの確認
	48			【コミュニケーション】	1. 見守りや声掛け 2. 趣味などの話し相手や相談相手 5. 本人に代わって電話をかける 手紙の代筆 6. 新聞や雑誌の代読 7. 行政情報などの伝達 8. スマートフォンなどの使い方の説明						
	49			【屋外での家事】	1. 雪かき 2. 庭の掃除 庭木の剪定 草むしり 3. ゴミ出し 4. 自分の買い物ついでのお使い 5. 買物の代行 6. 買物や受診の付き添い 7. 行楽など外出の付き添い 8. 相手の自家用車を運転しての送迎などの外出支援 9. 自分の自家用車に乗せての送迎などの外出支援 Q32 8. 相手の自家用車に乗せてもらって送迎などの外出支援 9. 自分の自家用車を運転してもらって送迎などの外出支援						Q31とQ32の選択肢の代替え候補 関わりの深さや場面で項目分けして選択肢を設定することで分析しやすくなる
	50			【屋内での家事】	1. 電球交換など簡単な家事援助 2. 屋内の掃除 3. 食事の提供・調理の支援 4. 洗濯の支援 5. 衣替えなどの支援						

51			直 接 的 な 手 助 け	【直接的な育児や介護など】 1. 短時間の子どもの預かり 2. 保育所などへの送り迎え 3. 認知症による徘徊の見守り 4. 任意後見人（金銭管理の支援や代行）		
52				【災害発生時】 1. 急病時の対応 2. 安否確認の見守り声掛け 3. 避難の誘導 4. 救護や保護の実施		
53	Q31	住民が集まるために、どのような場があったら良いと思いますか。	複数	1. 簡単な体操など、体を動かす場 2. 気軽におしゃべりが楽しめる場 3. 趣味や教養を学ぶ場 4. みんなでお茶を飲んだり、会食をする場 5. 地域のことをみんなで考える場 6. 子どもや若者など多世代と交流できる場 7. 特に目的がなくても居られる場 8. その他（ ） 9. 特にない		
54	Q32	お住まいの地域において、気になっていることはありますか。	複数	1. 子育てで困っている人がいる 2. 身体的・精神的・知的等の障がいがあつて困っている人がいる 3. 一人暮らし高齢者で困っている人がいる 4. 認知症を抱えて困っている人やその家族がいる 5. 貧困により困っている人がいる 6. DV（虐待）を受けて困っている人がいる 7. 「引きこもり」の人がいる 8. LGBTQ（性同一性障がい等）で困っている人がいる 9. 動物飼育が不適切（多頭飼育、放し飼い、放置等）な人がいる 10. 地域社会に馴染めず困っている外国人がいる 11. 地域の状況がわからないため、なんともえいない 12. その他（ ） 13. 特に気になることはない		地域課題の把握
相談支援関係について						
④ 非常 時 の 対 応	55	Q33	あなたは、地震等の災害発生時に、一時避難所までの避難について誰かと相談したことがありますか。	単一	1. 相談したことがあります、どうしたらよいか分かっている 2. 以前相談したことがあるが、どうしたらよいか分からぬ 3. 相談したことがない 4. 相談したかどうかわからぬ 5. その他（ ）	災害時避難行動要支援者の確認
	56	Q33-①	【前問で 1.相談したことがあります、どうしたらよいかわかつてると回答した方のみ回答】避難の際にあなたを助けてくれる人は誰ですか。	複数	1. 同居の家族 2. 別居の家族 3. 親戚 4. 友人 5. ご近所の方 6. 助けてくれる人はいない 7. 助けは必要ない 8. わからない 9. その他（ ）	
	57	Q34	あなたは、急病で動けなくなつた時の対応について、相談したことがありますか。	単一	1. 相談したことがあります、どうしたらよいか分かっている 2. 以前相談したことがあるが、どうしたらよいか分からぬ 3. 相談したことがない 4. 相談したかどうかわからぬ 5. その他（ ）	平常時の見守り体制の確認
	58	Q34-①	【前問で 1.相談したことがあります、どうしたらよいかわかつてると回答した方のみ回答】急病で動けなくなつた時にあなたを助けてくれる人は誰ですか。	複数	1. 同居の家族 2. 別居の家族 3. 親戚 4. 友人 5. ご近所の方 6. 助けてくれる人はいない 7. 助けは必要ない 8. わからない 9. その他（ ）	
組⑤ み社会 福祉 協議 会の 認 知 度 ・ 重 視 す る 取 組	59	Q35	「松本市社会福祉協議会」では次のような取組みを行つています。今後、さらに期待する取組みを選択してください。	複数 (3 つ)	1. 高齢者への支援 2. 乳幼児・子どもへの支援 3. 障がい者への支援 4. 生活に困っている人への支援 5. ボランティアの育成や支援 6. 地域活動のリーダーの育成 7. 福祉教育 8. 災害発生時の支援 9. 地域の居場所つくり 10. 財産やお金の管理 11. 福祉の啓発活動 12. 福祉の情報発信 13. 介護サービス 14. 特になく、現状のままでよい 15. よくわからない 16. その他（ ）	

を⑥ 入地 れ域 る福 祉の 取 組みに 向 け て市 が 力	60	Q36	あなたは、地域福祉を推進するため、今後、何が必要だと思いますか。	複数 (3 つ)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 他者をおもいやる気持ちを高めるための広報、啓発の強化</li> <li>2. 身近な場所での相談窓口の充実</li> <li>3. 感染症予防をしながらのつながりや交流の場などの取組み</li> <li>4. 市民が気軽に参画し、利用できる地域ごとの福祉活動の拠点づくり</li> <li>5. ご近所などで普段からできる活動の紹介・普及</li> <li>6. 地域における福祉活動の活動費や運営費に対する資金助成</li> <li>7. 地域福祉活動を推進する地域リーダーなどの人材養成</li> <li>8. ボランティア、NPOなどの育成支援</li> <li>9. 学校教育や社会教育での福祉教育の充実</li> <li>10. 高齢者、障がい者、児童の福祉施設の整備充実</li> <li>11. その他（具体的に：）</li> <li>12. 特にない</li> </ol>		

## 第5期松本市地域福祉計画の方向性について 「地域共生社会の実現に向けた地域福祉のさらなる推進」

### 1 地域福祉を取り巻く状況（社会的背景）

#### (1) 複雑化・複合化した課題を持つ世代の表面化

昨今、様々な分野の課題が絡み合って複雑化し、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とする状況がみられ、対象者ごとに『縦割り』で整備された公的な支援制度の下で、対応が困難なケースが浮き彫りとなっている。

例えば、介護と育児に同時に直面する世帯（いわゆる「ダブルケア」）や、ひきこもりの子と高齢の親、いわゆる8050への支援、障害を持つ子と要介護の親の世帯への支援やヤングケアラーが課題となっている。

#### (2) つながりの希薄化と社会的孤立

高齢化や生涯未婚率の上昇により、高齢者のみの世帯や単身世帯が増加し、家族内の機能が低下し、地域でのつながりも弱まっている。

また、働き方や会社への帰属意識が低下し、職場での人間関係も希薄化する傾向にある。このような日常の様々な場面における「つながり」の弱まりを背景に、「社会的孤立」の課題が表面化している。

#### (3) 生活困窮者の増加

就職氷河期等の就労の問題、新型コロナウイルスや不況の影響による経済的な悪化のため、賃金の格差が課題となっている。

#### (4) 制度の狭間のニーズの増加

人々の暮らしにおいては、制度が対象としないような身近な生活課題（例：電球の取り換え、ごみ出し、買い物や通院のための移動）への支援の必要性が顕在化している。

また、軽度の知的障がいや精神障がいが疑われ様々な問題を抱えているが公的支援制度の受給要件を満たさない「制度の狭間」の問題も存在する。

### 2 第5期計画が目指す方向性

#### (2) 第4期計画を検証評価し、さらに進める施策について明記する

#### (2) 重層的支援体制整備事業を中心に、複合的・複雑化した、狭間の課題解決に向けて、分野横断的な取組みを推進する。 別紙3、別紙4

##### ア 包括的な相談支援体制の推進

###### (ア) 属性に関わらず包括的に相談を受け止め、連携をしながら支援につなぐ体制の強化

###### (イ) 相談になかなかつながらない方や、自分から支援を求められない方等へのアウトリーチ支援の充実

###### イ 人と人とがセーフティネットとなり孤立を予防し、互いに支えあう地域づくりの推進

###### (ア) 町会や地域だけではなく、社会福祉法人や企業の取組みや、自分の関心ごとを軸にしている活動を育て連携する。

###### (イ) 孤立の解消を目指し、身近な人と人のつながりの網目を地域の中に何層も積み上げる。

- (ウ) お互いに「困った」と言える、また困っている人に声をかけられる地域を目指す。
- ウ 分野横断的な福祉サービス、就労支援や活躍の場の推進
- (ア) 就労や社会につながる体験等に繋げ、定着支援を行う参加支援事業の充実
- (イ) 農業、商業等、様々な体験先や就労メニューの開拓
- (ウ) 地域共生に向けた福祉サービス等の検討

### 3 基本理念（スローガン）について

【松本市地域福祉計画における基本理念・スローガンの変遷】

第1期	基本理念	一人ひとりの住民が主役となり、住み慣れた地域で安心して健康で自立的な生活ができるように、住民と行政が協働して地域づくりを進めます。 住民参画による健康福祉づくり、福祉文化の創造を推進し、一人ひとりの尊厳が尊重され、年齢、性別、障がいのあるなしなどに関わらず、全ての人を包含した共生社会の実現を目指します。
	スローガン	地域福祉は地域づくり みんなでつくる地域の安心・安全 地域の安心・安全は一人ひとりの一歩から みんなでこの街で暮らすために、支え合いを地域に広げよう そして心のふれあいをつないでいこう
第2期	基本理念	<b>市民</b> 一人ひとりが主役となり、住み慣れた地域で <b>その人らしく</b> 安心で <b>充実した</b> 生活が <b>當める</b> よう、 <b>地域</b> 住民と協働して地域づくりを進めます。 市民参画による健康福祉づくりを推進し、「福祉文化の創造」の <b>実現</b> と一人ひとりの尊厳が尊重される、すべての人を <b>包んだ</b> 共生社会の実現をめざします。
	基本方針	地域福祉の基盤づくり（人材・団体育成と支え合い意識の醸成） 町会福祉の推進（地域住民が主体的に進める町会福祉活動を支援） 健康な地域づくり（健康・仲間・生きがいづくり事業を推進） 地域の高齢者、障がい者・子どもの支え合いづくり 安心して暮らせる地域づくり（防災、見守り、多文化共生等推進）
第3期	スローガン	みんなでつくろう ともに生きる地域の心を
	コンセプト	「場づくり」+「人づくり」 ⇒ 「心をはぐくむ」
	推進手法	地域福祉推進の「行動デザイン」（仮設を立てて図式化する手法）
第4期	基本理念	みとめ合い、役割を持ち、支え合って生きる
	基本的な考え方	市が推進する分野ごとの取組を推進します 高齢者福祉に限らず、包括的な支援体制を構築します 住民主体の取組を大切にします
第5期	基本理念	※ウェルビーイングの観点から、より良くしていく前向きな基本理念（スローガン）とするか

# 誰も取り残さない全世代型（重層的）支援体制の概要

## 「重層的支援とは」

◎【属性や世代の層が重なる支援】

属性や世代・分野に関わらず包括的に相談を受け止め、支援する。

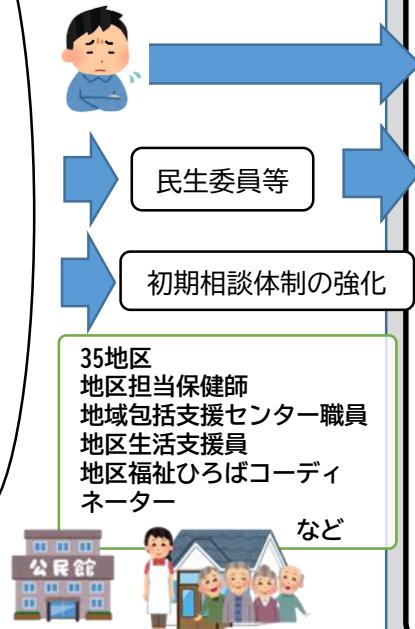
◎【事業の層が重なる支援】

支援が相互に重なり合い、組織がチームとして本人に寄り添い、伴走支援する。

- ①支援が届かない対象者（8050世帯、引きこもり、ヤングケアラーなど）が抱える課題の増加
- ②縦割りの公的制度による支援が限界
- ③地域・社会から孤立、いざれ生活が破綻
- ④社会保障費の増大、労働力の損失

↓  
誰も取り残さない全世代型支援体制の構築

課題を抱える本人・世帯等



## I 相談支援

### (1)どんな相談も受け止める・断らない相談（包括的相談支援事業）

○属性や世代を問わない相談体制（既存分野がチームで対応）

地区担当保健師、  
地区担当ケースワーカーなど

高齢者分野  
(地域包括支援センター)

障がい者分野  
(相談支援事業、基幹相談支援センター)

子ども・子育て分野  
(子育て・保育コンシェルジュ、母子保健コーディネーター)

生活困窮分野（生活困窮者自立相談支援）

その他相談窓口  
社会福祉法人やNPO、民間団体など

事業に必要な交付金が一括交付

### (2)対応困難ケースを全世代型個別支援（多機関協働事業）【福祉政策課（直営）】

- 支援対象者をリスト化、モニタリングにより実態を把握
- 各専門分野のエキスパートによる支援会議を設置して対応方針を決定

### (3)支援ケースに伴走支援し、信頼関係を築く（アウトリーチを通じた継続的支援事業）【福祉政策課+社会福祉法人等へ一部委託（案）】

## III誰もが参加でき、交流できる場づくりを支援（地域づくりに向けた支援）

○生活困窮者支援等のための地域づくり事業等（居場所づくり）【生活福祉課】

- 地域のインフォーマルな支援を全世代に拡大
- 多世代通いの場、こども・おとな食堂など
- 困窮家庭の学習支援

## IIニーズに合わせて社会とのつながりを支援（参加支援）

【福祉政策課+社会福祉法人等へ一部委託（案）】

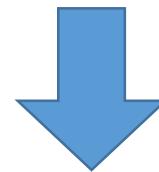
○公的制度と地域のインフォーマルな支援を組み合わせた支援の強化

- 参加支援の強化、中間就労の設置、住居確保支援の拡充など
- 共生型の各種サービスの創設など

昔

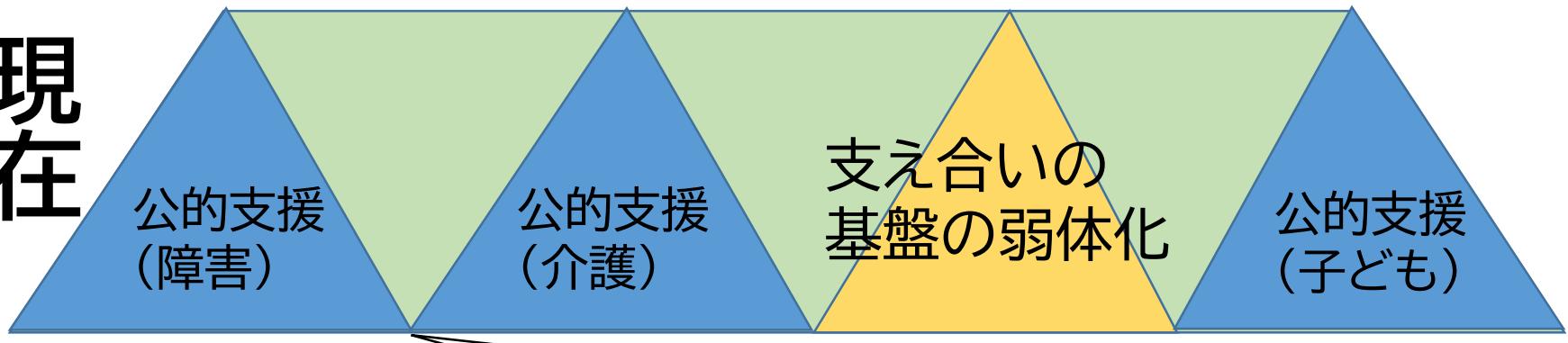
## 支え合いの基盤 地域の相互扶助・家族の助け合い

- ・少子高齢化
- ・核家族化・単身世帯、共働き世帯の増加
- ・晩婚化・晩産化 など



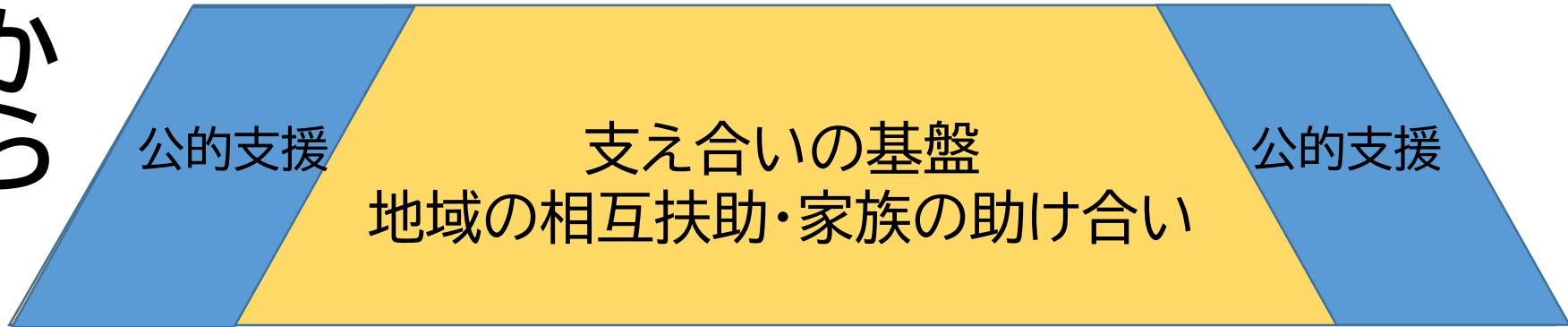
- ・各種制度、公的支援の充実、発展
- ・多種多様なニーズへの対応

現在

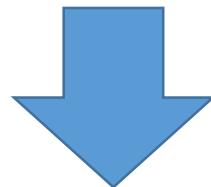


- ・制度の狭間  
例)ひきこもり、軽度発達障害疑い(グレーゾーン)など の対応
- ・複合化した課題への対応  
例)8050問題、ヤングケアラー、ダブルケア など
- ・自ら相談に行く力がない  
例)困り感がない、セルフネグレクト(自己放任)など

これから



公的なサービス支援と地域と共に  
支えあいの基盤づくりを行う



地域共生社会の構築